

注記

計算書類に対する注記（指定管理事業拠点区分）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

③リース資産

a）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

b）所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成27年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

（3）引当金の計上基準

徴収不能引当金

該当なし

賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、社会福祉法人全国社会福祉協議会の全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度掛金、一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会の退職共済制度掛金の法人負担分相当額を退職給付引当金に計上している。

（4）棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は時価（再調達原価）が簿価よりも下落した場合には時価評価額による評価）

但し、経理規程第45条第3項に該当する棚卸資産については棚卸を省略している。

（5）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当なし

2. 採用する退職給付制度

（1）全国社会福祉協議会が実施する退職共済制度

（2）一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会が実施する退職共済制度

3. 拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（1）指定管理事業拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

（2）拠点区分資金収支明細書（別紙3（Ⅹ））

当拠点ではサービス区分が一つのため作成していない。

（3）拠点区分事業活動明細書（別紙3（Ⅺ））

当拠点ではサービス区分が一つのため作成していない。

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし